

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 3 5 号  
令和 3 年 1 0 月 2 2 日

宮城刑務所長 柿 添 聡

被収容者外部交通実施細則の制定について

標記について、別紙のとおり定め、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

なお、令和 2 年 1 1 月 1 0 日付け達示第 3 3 号「被収容者外部交通実施細則の制定について」は、同施行をもって廃止する。

## 別紙

### 被収容者外部交通実施細則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条から第3条まで）
- 第2章 面会（第4条から第23条まで）
- 第3章 信書の発受（第24条から第39条まで）
- 第4章 電話による通信（第40条から第49条まで）
- 第5章 雑則（第50条から第55条まで）

#### 記

##### 第1章 総則

（外部交通についての留意事項）

第1条 被収容者等の外部交通（面会、信書の発受及び電話による通信をいう。以下同じ。）の取扱いは、その者の法的地位に応じ、適正に行われなければならない。

- 2 受刑者に対し、外部交通を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

（外部交通担当職員としての留意事項）

第2条 外部交通を担当する職員は、外部交通によって取り交わされる情報が被収容者の心情に与えるであろう影響の重大性を十分認識し、その心情把握に努め、関係職員と連携をとらなければならない。

（面会及び信書の発受の相手方の届出等）

第3条 受刑者及び死刑確定者には、面会の申出をすること及び信書を発受することが予想される者について、その円滑な実施を図るため、あらかじめ、別に定める様式により、次に掲げる事項その他必要な事項を記載して届け出させるものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日（年齢）及び職業
- (2) 親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）以下同じ。）については続柄

- 2 前項の届出事項の検査を担当する処遇部門及び分類審議室の職員は、前項の届出があった場合には、処遇調査票、従前の外部交通の状況、被収容者データ管理システム等により届出内容を確認するものとする。

- 3 前項の確認の結果、疑義や不明な点があった場合には、受刑者及び死刑確定者から事情を聴取するほか、必要に応じて、外部交通業務を所管する統括矯正処遇官（仙台拘置支所にあつては首席矯正処遇官、石巻拘置支所及び古

川拘置支所にあつては支所長。以下「外部交通所管統括等」という。)の指示により、当該受刑者又は死刑確定者に対し、書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

- 4 前2項の規定は、面会及び信書の発受が実際に行われている中で届出内容に疑義や不明な点が生じた場合も同様とする。

## 第2章 面会

(面会の相手方に関する許否要件の確認)

第4条 外部交通所管統括等及び面会担当職員は、被収容者等に対し面会の申出があつたときは、次の各号に掲げる当該被収容者の身分に応じ、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)に規定する面会の許否要件を確認するものとする。

- (1) 受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下同じ。)

法第111条

- (2) 未決拘禁者(受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下同じ。)

法第115条

- (3) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

法第119条

- (4) 死刑確定者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下同じ。)

法第120条

- (5) 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

法第123条

- (6) 各種被収容者

法第124条

- (7) 労役場留置者

法第288条の規定に基づき、その性質に反しない限り、第1号(受刑者)の場合に準じる。

- (8) 被監置者

法第289条第3項から第5項までの規定に基づき、その性質に反しない限り、第1号(受刑者)又は第3号(未決拘禁者としての地位を有する受刑者)の場合に準じる。

- 2 前項の確認方法は、前条、第5条ないし第7条に定める方法による。

- 3 保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護士等から面会の申出があつた場合には、次の事項に留意すること。

- (1) 精神的に著しく不安定であることなどにより、申出の事実を告げられても依然として法第79条第1項各号のいずれかに該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、直ちに申出の事実を告知

すること。

- (2) 申出の事実の告知に対する反応等を確認した上で、法第79条第1項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、該当しないときは、保護室収容を中止して弁護士等との面会を許すこと。
- (3) 特段の事情があるとして申出の事実を告知しないとき又は告知後の反応等により保護室収容を継続するときは、その状況を録画するとともに、視察表に記録すること。

(受刑者の面会の留意事項)

第5条 法第111条第1項第2号に掲げる者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること

- (1) 面会の目的が、「受刑者の用務」の処理であること。
- (2) 面会に係る「受刑者の用務」が、重大な利害にかかわるものであることが明らかであること。
- (3) 「受刑者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。

2 前項の者には、例えば、次の各号に掲げる者が該当すると考えられること。

- (1) 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のため相談することが必要な者

- (2) 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等

- (3) 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者

3 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、原則として法第111条第1項第2号のいずれかに該当するものと考えられること。

4 法第111条第1項第3号に掲げる者のうち、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者とは、次の各号のいずれにも該当する者であることに留意すること。

- (1) その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。
- (2) 雇用の見込みが現実的なものであること。
- (3) 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。

5 法第111条第2項の規定により面会を許すことができる場合としては、例えば、面会の申出をした者が受刑者の友人や知人、学生時代の恩師、受刑者が勤めていた会社の関係者等であることその他の事情により面会の必要

性が認められ、かつ、次の各号に掲げるような事情が認められる場合であること。

- (1) 身元が明らかであること。
- (2) 受刑者が継続的に交際を行ってきたことが客観的に確認できており、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。

6 弁護士等が、面会を申し出た受刑者以外の者から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人等として事情聴取することを目的として受刑者と面会を申し出た場合についても、法第111条第2項の規定により面会を許すこととして差し支えないこと。

（面会の申出書の提出）

第6条 被収容者との面会の申出があった場合は、面会申出者に対し、面会申出書（別紙様式1）を作成の上、提出させるものとする。

（面会実施のための調査等）

第7条 面会担当職員は、前条により被収容者との面会の申出があった場合であって、第3条第1項に基づく届出のあった者以外の者からの申出であるときその他必要があると認められるときは、面会申出者に対し、面会申出書に記載された事項について質問し、又は、これを証明する書類その他の物件の提出若しくは提示を求めるものとする。

2 面会担当職員は、前条により被収容者との面会の申出があった場合には、被収容者に対し、その申出をした者の氏名及び関係について質問をして確認を取るものとする。ただし、当所において面会を認めたことがある者が再度来所したときには、この限りでない。

（面会を許さない場合等の告知）

第8条 法第110条及び被収容者の外部交通に関する訓令（平成18年5月23日付け矯成訓第3359号法務大臣訓令）第3条の規定により面会を許さない場合には、被収容者に対し、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について告知するものとする。ただし、告知に当たり、その者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名の告知を省略するものとする。

2 面会の申出をした者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、前項の告知は不要であるが、前項に準じて告知をしても差し支えない。

(面会の立会い等)

第9条 被収容者等の面会の実施に当たっては、次の各号に掲げる当該被収容者の身分に応じ、法に規定する面会の立会い、その面会状況の録音若しくは録画（以下「立会い等」という。）を行うものとする。

(1) 受刑者

法第112条（ただし、再審請求のための弁護士との面会については、再審請求に係る弁護人選任届が示されている場合であつて、当該受刑者又は弁護士から立会い等のない面会の申出なされているときは、同条ただし書きの規定を準用する。）

(2) 未決拘禁者

法第116条

(3) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

法第119条の規定に基づき、第2号（未決拘禁者）の場合に準じる。

(4) 死刑確定者

法第121条

※ 死刑確定者と再審請求に係る弁護士との面会における立会い等について（通知）（平成25年12月25日付け法務省矯成第2823号法務省矯正局成人矯正課長通知）に留意する。

(5) 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

法第123条の規定に基づき、第4号（死刑確定者）の場合に準じる。

（ただし、弁護士又は刑事訴訟法第39条第1項に規定する弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）との面会については立会い等を行わない。）

(6) 各種被収容者

法第125条の規定に基づき、第1号（受刑者）の場合に準じる。

(7) 労役場留置者

法第288条の規定に基づき、その性質に反しない範囲で第1号（受刑者）の場合に準じる。

(8) 被監置者

法第289条第3項から第5項までの規定に基づき、その性質に反しない範囲で第1号（受刑者）又は第3号（未決拘禁者としての地位を有する受刑者）の場合に準じる。

2 前項の規定により面会の立会い等を行う場合には、その必要性の程度に応じ、より制限的でない録音若しくは録画によるなどの配慮をするものとする。

3 面会状況の録音又は録画は、次に掲げる取扱いをするものとする。

(1) 被収容者に対しては、その収容の開始時に、面会の際には録音若しくは録画の措置が執られることがある旨を告知する。

(2) 一般面会待合所には、面会の際に録音若しくは録画の措置を執ることがある旨を掲示する。

(3) 録音又は録画をした場合における記録媒体の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 録音又は録画をした内容については、面会終了後に被収容者の動静に変化が認められる場合など、必要に応じて確認する。

イ 録音又は録画をした場合において、面会が特に問題がなく終了したと認められるときは、内容の検査を省略して差し支えない。

ウ 録音又は録画したデータは、必要と認める場合には、同データを別途記録媒体に保存の上、「面会に関する書類」として3年間保存するものとし、その他の場合にあっては、上書き消去するものとする。

エ 記録媒体は、首席矯正処遇官（処遇担当）（仙台拘置支所にあつては首席矯正処遇官。石巻拘置支所及び古川拘置支所にあつては支所長。）が指定する施錠可能なロッカー等に保管するものとし、破損、紛失、内容の滅失等のないよう適正に管理すること。

（受刑者の面会の立会いを省略できる場合）

第10条 制限区分第3種以上に指定されている者であつて、過去3回程度の面会内容が「安否」「近況」「仕事関係」等であり、当所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれが高いと認められる場合は、立会いを省略し、録音若しくは録画により面会を行うことができるものとする。

2 前項による録音若しくは録画による面会において、制限区分第2種以上の者であつて、かつ、過去3回程度の面会状況に特段の支障がなかった者については、録音若しくは録画を省略することができるものとする。

（受刑者の面会の立会いを省略した場合の戒護等）

第11条 面会担当職員は、面会の立会いを省略した場合には、当該面会室付近で戒護する。

2 前項による面会内容は、被収容者自身に記録させ、これを面会表に添付する。

（面会の一時停止及び終了）

第12条 面会担当職員は、被収容者又は面会の相手方が法第113条第1項に規定する次のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止するものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する行為をするとき（未決拘禁者及び未決拘禁者としての地位を有する受刑者・死刑確定者（以下「未決拘禁者等」という。）と弁護人等との面会にあつては、イに限る。）

ア 面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様に関する制限に違反する行為

イ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき
- ア 暗号の使用その他の理由によって、立会職員が会話の内容を理解できないもの
  - イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
  - ウ 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
  - エ 受刑者にあつては、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの
  - オ 未決拘禁者及び未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者にあつては、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの
  - カ 未決拘禁者としての地位を有する受刑者にあつては、矯正処遇の適切な実施に支障を生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの
  - キ 受刑者及び死刑確定者にあつては、特定の用務の処理のため必要であることを理由として許した面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの
- 2 面会担当職員は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるときは、被収容者又は面会の相手方の行為又は発言を制限して警告するものとし、注意を促すことでは足りない場合又は被収容者若しくは面会の相手方が職員の制止・注意に従わないなど面会を一時停止する必要があると認められる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 被収容者及び面会の相手方に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
  - (2) 被収容者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
  - (3) 被収容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じること。
- 3 面会担当職員は、前項により面会を一時停止したときは、速やかに、外部交通所管統括等に面会の状況等を口頭で報告する。
- 4 面会担当職員から報告を受けた外部交通所管統括等は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を本職に報告する。
- 5 外部交通所管統括等は、一時停止の措置を執った場合には、同措置により面会の円滑な実施に支障が生ずることのないよう必要な措置を執るものとする。
- 6 面会担当職員は、面会の立会いに当たっては、氏名や関係を偽った不正な面会や、関係不詳の第三者への不正な伝言を防止するため、特に親族外の者との面会に際しては、その会話の内容に注意し、次回以降の面会の許否判断等の資料とするため、必要に応じ、報告書を作成し、又は面会表に注意書きを付すなどして情報を引き継ぐこととする。

(面会の相手方の人数制限)

第13条 面会の相手方の人数は、3名以下とする。ただし、面会の相手方が就学前の児童である場合その他面会の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(面会の実施場所)

第14条 面会の実施場所は、面会室（被収容者と面会の相手方の身体の接触を防止する構造及び設備を有する室をいう。以下同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合において、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがないときは、当該各号に定める場所で実施することを認める。

- (1) 被収容者が病室に収容されている場合 その病室
- (2) 受刑者が親族と面会する場合であって面会室内での面会を実施し難い事情があるときその他面会室以外の場所で面会することを適当と認めるとき 本職が指定する場所

2 前項の規定により面会室以外の場所で面会を実施する場合にあっては、面会の相手方との物品の授受や面会の相手方を入室させた状態で扉を施錠するなどの事故がないよう留意する。

(面会の実施場所への物品の持ち込み)

第15条 面会室その他面会の実施場所への物品の持ち込みは、原則として禁止する。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当所の規律及び秩序を害し、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生じ、又は未決拘禁者の罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認められるときは、当該物品の持ち込みを認めることができる。

- (1) 面会の相手方が当該被収容者に対する当所長の措置その他同人が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員である場合又は当該被収容者に対する当所長の措置その他同人が受けた処遇に関し弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士である場合であって、当該調査又は職務の追行上必要と認められる物品
- (2) 面会室に持ち込まない場合には当該面会の用件を達成できないと認められる物品

2 前項の規定にかかわらず、携帯電話、パソコン、テープレコーダー、カメラその他電子機器の面会室への持ち込みは認めない。ただし、未決拘禁者等と弁護士等との面会の場合には、関係法令等に定めるところにより、パソコン又はテープレコーダー等特定の条件により持ち込みを認められている電子機器（通信機能を持たないものに限る。）の使用を認める。

(面会の申出の日及び時間帯)

第16条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日（以下「休・祝日」という。）以外の日の午

前8時30分から午後4時までの時間帯(午前11時30分から午後零時30分までの時間帯を除く。)とする。ただし、被収容者との面会を申し出た者が、公共交通機関、道路等の交通事情によりこの時間帯に遅れて申し出てきた場合その他相当の理由があると認められる場合で、かつ、当日の面会を希望するときは、おおむね午後4時30分まで面会の申出を受け付けるものとする。

(面会の日及び時間帯)

第17条 面会を実施する日及び時間帯は、原則として、休・祝日以外の日の午前9時から午後5時までの時間帯(午後零時から午後1時までの時間帯を除く。)とする。ただし、前条ただし書により面会を受け付けたときは、面会の時間帯は午後5時30分までとする。

- 2 未決拘禁者と弁護士等との面会については、前項の規定にかかわらず、原則として、官庁執務時間内で実施するほか、「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて(平成19年5月25日付け矯成第3246号矯正局長通達)」の定める基準に従い、管理運営上支障がない限り夜間及び休日も実施するものとする。

(面会の時間)

第18条 面会の時間は、30分を下回らない範囲で実施するものとし、面会の目的に照らして適当と認める場合には、他の面会の実施に支障を生じない範囲で面会の時間を延長することができる。

- 2 面会の申出状況、その他の事情に照らしてやむを得ないと認められる場合には、外部交通所管統括等の指示により前項の面会時間を制限することができる。ただし、この場合における面会時間は、5分を下回ってはならない。
- 3 第一類の優遇区分に指定されている受刑者には、同日のその他の受刑者の面会時間のおおむね2倍の面会時間を確保する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、未決拘禁者等と弁護士等との面会時間の制限は行わない。

(面会の回数)

第19条 受刑者の面会の一月当たりの回数の制限は2回以上とし、優遇措置として、当該受刑者の優遇区分に応じて別途その回数を定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、面会の回数の制限を超過する場合であって、面会目的に照らして面会を実施することが適当と認める場合には、当該制限を超えて面会を実施することができることとする。
- 3 前2項に規定するほか、受刑者が同一の者との間で実施する面会回数は、一日につき1回までとする。ただし、これを超えて面会を希望する場合であって、面会の目的及び当日の面会の申込状況その他の事情に照らして面会を許可すべき特別の事情があると認められるときは、第1項に定める回数を超えない範囲で一日につき1回に限り、面会を認めることができる。

- 4 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会回数は、第1項に準ずるものとする（弁護士等との面会を除く。）。
- 5 未決拘禁者等と弁護士等以外の者との面会回数については、一日につき1回とする。
- 6 前5項以外の被収容者の面会回数については、一日につき1回とする。
- 7 被収容者との面会を申し出た者が、第1項、第4項ないし第6項に規定する回数を超えて面会を希望する場合において、初回の面会であって、面会を許可すべき特別の事情があると認めるときは、面会を許すことができるものとする。

（面会の相手方に対する注意事項等）

第20条 面会室の利用方法、金属探知機の使用その他の注意事項等は別途定め、面会人待合室に掲示する。

（面会の記録）

第21条 面会担当職員は、面会を実施した場合には、面会表に、面会の日時及び面会の相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる立会い等の有無の別に応じて、当該各号に掲げる措置等を実施した旨を記録するものとする。

- (1) 立会い等をしなかった場合

特に必要があるとき（法第112条ただし書に規定する場合を除く。）は、受刑者又は面会の相手方から聴取した要旨

- (2) 立ち会った場合

要旨

- (3) 録音及び録画をした場合（立ち会った場合を除く。）

特に必要があるときは、被収容者及び面会の相手方から聴取した要旨又は録音若しくは録画により確認した要旨

- (4) 面会を一時停止した場合

- (5) 面会の回数制限に含めなかった場合

（被害者との面会）

第22条 被害者又はその親族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を含む。以下本条において同じ。）との面会については、次のとおりとする。

- (1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めることを含む。）を目的とする場合には、法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会を許すことが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。

- (2) 被害者等が上記(1)の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したいなど被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、

原則として法第 111 条第 2 項に該当するものとして、面会を許すこととする。

- (3) 前 2 号のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、受刑者の心身の状況や矯正処遇の実施状況、事件に関する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許すものとする。
- (4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常的面会と同様、面会させることはできない。
- (5) 被害者等が面会申出書に記載した連絡先（住所等）は、被害者の了解なしには、受刑者に教示することはできない。

（外国語又は手話等による面会）

第 23 条 被収容者が日本語を十分に解さない場合において、外国語による面会の実施を希望するときは、あらかじめ、面会の希望日時・相手方等について申出を行わせるものとする。

2 被収容者又は被収容者との面会を申し出た者が聴覚に障害を有し、手話又は筆談による面会を希望する場合の面会の取扱いは別途定める。

### 第 3 章 信書の発受

（発受を許す信書）

第 24 条 被収容者等には、次の各号に掲げる当該被収容者の身分に応じ、法に規定する要件に基づき他の者との間で信書の発受を許す。

- (1) 受刑者  
法第 126 条
- (2) 未決拘禁者  
法第 134 条
- (3) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者  
法第 137 条
- (4) 死刑確定者  
法第 139 条
- (5) 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者  
法第 142 条の規定に基づき、第 4 号（死刑確定者）の場合に準じる。  
（ただし、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合には信書の発受を許さない。）
- (6) 各種被収容者  
法第 143 条
- (7) 労役場留置者  
法第 288 条の規定に基づき、その性質に反しない範囲で第 1 号（受刑

者) の場合に準じる。

(8) 被監置者

法第 289 条第 3 項から第 5 項までの規定に基づき、その性質に反しない範囲で第 1 号 (受刑者) 又は第 3 号 (未決拘禁者としての地位を有する受刑者) の場合に準じる。

(信書の検査)

第 25 条 被収容者の発受する信書は、次の各号に掲げる当該被収容者の身分に応じ、法に規定する検査を行うものとする。

(1) 受刑者

法第 127 条

(2) 未決拘禁者

法第 135 条

(3) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

法第 138 条の規定に基づき、第 2 号 (未決拘禁者) の場合に準じる。

(4) 死刑確定者

法第 140 条

(5) 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

法第 142 条の規定に基づき、第 2 号 (未決拘禁者) の場合に準じる。

(ただし、法第 135 条第 3 項は準用しない。)

(6) 各種被収容者

法第 144 条の規定に基づき、第 1 号 (受刑者) の場合に準じる。

(7) 労役場留置者

法第 288 条の規定に基づき、その性質に反しない範囲で第 1 号 (受刑者) の場合に準じる。

(8) 被監置者

法第 289 条第 3 項から第 5 項までの規定に基づき、その性質に反しない範囲で第 1 号 (受刑者) 又は第 3 号 (未決拘禁者としての地位を有する受刑者) の場合に準じる。

2 検査の省略に関することは別に定める。

(信書の発受の禁止)

第 26 条 信書の検査に当たる職員 (以下「書信担当職員」という。) は、検査の結果、被収容者が発受する信書の相手方について、法第 128 条ほかの規定により、当該被収容者と信書の発受をすることを禁止する必要があると判断した場合には、速やかに、その旨及び当該信書の写しを添え、別紙様式 2 により報告しなければならない。

2 信書の発受を禁止した者の氏名その他参考事項については、信書の発受に関する業務を円滑に行うため、とりまとめて書信表表紙に明示することとす

る。

- 3 当該被収容者に被害者又は共犯者がいる場合には、前項と同様に取り扱うこととする。

(信書の内容による差止め)

第27条 書信担当職員は、検査の結果、被収容者の発受する信書の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当該措置を執る具体的理由を明記した上、速やかに、該当する部分等について、当該信書の写しを添え別紙様式2により報告しなければならない。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
  - (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
  - (3) 発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
  - (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
  - (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
  - (6) 発受によって、受刑者については矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については矯正処遇の適切な実施に支障を生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれ、未決拘禁者及び未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者については罪証の隠滅の結果を生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づく報告があった場合において、必要と認めるときは、当該信書の差し止め、又はその一部削除、若しくは抹消に関し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置意見をもって本職の決裁を受けるものとする。

- (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合

該当箇所の削除又は抹消

なお、削除又は抹消の方法によることとした場合は、原則として抹消の方法によるものとし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合、その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。

- (2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合  
当該信書の差止め

- 3 書信担当職員は、前項の決定を受け、法第132条第1項又は第2項の規

定により差し止めた信書等を保管するほか、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

なお、書信担当職員は、措置を執った年月日等を第1項に定める書面に記録するものとする。

(1) 差し止め又は禁止を決定した場合

被収容者に対し、それぞれ次のア及びイに定める事項について、適用条項及び当該条項の規定内容を踏まえて口頭により告知する。ただし、受信書を差し止め、又は、禁止した場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないことができるものとする。

ア 発信書 差し止め又は禁止を決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差し止め又は禁止を決定した日及び相手方の氏名

(2) 削除を決定した場合

書信担当職員は、次のア又はイの措置を執ること。

ア 該当箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を被収容者に交付し、又は発送すること。

イ 被収容者に対し、削除した旨を適用条項及び当該条項の規定内容を踏まえて口頭により告知すること。

(3) 抹消を決定した場合

書信担当職員は、次のア又はイの措置を執ること。

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を被収容者に交付し、又は発送すること。

イ 被収容者に対し、抹消した旨を適用条項及び当該条項の規定内容を踏まえて口頭により告知すること。

4 信書の発受の禁止に係る手続は、前3項に準じる。

5 書信担当職員は、発受を差し止めた信書並びに信書を削除し、又は複製した部分については、その旨を明示した上で、会計課に引き継ぎ、領置倉庫その他の適宜の場所において保管するものとする。

6 発信書の内容が第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、信書の差し止め、一部削除若しくは抹消の手続を行う前に、当該被収容者に対し書き直し等を指導することは差し支えない。被収容者に対する指導の方法は、別に定める。

7 受刑者に対する信書の発受を禁止し若しくは差し止め又は抹消・削除した場合には、別に定めるところにより、当該受刑者に対し、廃棄指導を行うものとする。

(発信申請通数)

第 28 条 受刑者の発信申請通数は 1 月に 4 通以上とし、優遇措置として、当該受刑者の優遇区分に応じて別途その回数を定める。

2 受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他相当と認める場合には、別に定めるところにより、発信申請通数を超えて発信を許すこととする。

3 当所へ移送となった受刑者がその親族等に移送となった旨の連絡に係る発信については、別に定める。

4 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の発信通数については、第 1 項に準ずるものとする（弁護人等に対して発信するものを除く。）。

5 第 1 項又は第 4 項に掲げる者以外の者の発信申請通数は 1 日につき 1 通以上とする。

（信書の作成時間）

第 29 条 被収容者が信書を作成する時間は、緊急の必要があると認める場合を除き、余暇時間帯とする。

（封筒・便箋等の規格）

第 30 条 被収容者が使用する封筒・便箋等は、以下のとおりとするほか、信書の発信方法に関して必要な手続は、別に定める。

(1) 封筒は一重のものとする。

(2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は郵便書簡、はがき又は便箋とする。

(3) 筆記具は、ボールペンを使用させる。

2 前項第 2 号に掲げる便箋は、7 枚以内とする。

3 第 1 項第 2 号に掲げる便箋は、罫線内に一行書き、行の字数はおおむね 30 字（ただし、横書き用縦長使用の便箋は、おおむね 25 字）とし、1 枚の用紙に記載する字数が 400 字を下回らない大きさのものを使用させる。また、欄外や裏面への記載は認めず、明瞭な文字で記載させることとする。

（発信書の代筆）

第 31 条 被収容者が信書を作成する場合において、他の被収容者に代筆させることは許さないこととする。

2 自書することができない被収容者が代筆により信書の作成を希望するときは、必要に応じ職員が代筆することとする。

（被収容者が発する信書の受付日及び時間帯等の制限）

第 32 条 被収容者が発信を申請する信書の受付日及び時間帯等については、次のとおりとする。

(1) 受刑者の受付日

別途指定する日

(2) 受刑者以外の被収容者の受付日

休・祝日以外の日

(3) 受付時間帯

特別なものを除き、午前中のみとする。

(4) 一回の発信日に受け付ける通数（通数外を除く）

ア 受刑者

第一類（月 10 通まで） 一日に 3 通までとする。

第二類（月 7 通まで） 一日に 2 通までとする。

第三類（月 5 通まで） 一日に 2 通までとする。

第四類（月 5 通まで） 一日に 2 通までとする。

第五類（月 4 通まで） 一日に 2 通までとする。

イ 受刑者以外の被収容者

一日に 2 通までとする。

（信書に関する制限）

第 33 条 許可を得ることなく第 26 条ないし第 30 条において規定した制限に反して作成及び提出された信書は、これを受け付けない。

（被収容者の信書の発受の方法）

第 34 条 被収容者が発信を希望する信書について、次の各号のいずれかに該当する場合には、発信を許さないことができる。発受の方法に関する細則は別に定める。

(1) 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 44 条に規定する特殊取扱い（速達及び年賀特別郵便を除く。）により信書を発することを希望するとき。

(2) 第一種郵便物又は第二種郵便物以外の方法で信書を発することを希望するとき。

(3) 被収容者が他の被収容者と共同して信書を発することを希望するとき。

2 被収容者が受信する信書については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による方法

(2) 電報による方法

3 被収容者が他の被収容者と共同して信書を受けたときの交付については、その一人に対して行うものとする。

4 紙以外の物品に通信文が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有する受信書が送達されたときは、文面を了知させた上、関係法令の規定に基づき、その交付を制限するものとする。

（信書の検印）

第 35 条 信書の検査を行った場合には、書信担当職員は、その信書に検印を押すこととする。

2 検査を省略した信書には、検印を押さないことができる。

(信書の発受の記録)

第36条 被収容者が発受する信書については、書信担当職員は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名・住所・続柄等を記録するとともに、信書の検査については次の各号に掲げる場合に依り、その信書の要旨を記録するものとする。

(1) 検査を行わなかった場合

「検査省略」と書信表に記録する。

(2) 法第127条第2項又は同法第135条第2項（同法第138条、同法第140条第2項、同法第142条及び同法144条において準用する場合を含む。）の規定による確認のための検査にとどめた場合

「検査省略」と書信表に記録する。

(3) 検査の結果、特に問題がなかった場合

ア 要旨の記録を省略する。

イ 「近況報告」、「安否伺い」等簡潔に記録する。

(4) 上記(1)ないし(3)以外の場合

要旨を記録する。

(被害者等との信書の発受)

第37条 被害者等と加害者たる受刑者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を含む。以下本条において同じ。）の信書の発受については、次のとおりとする。

(1) 一般に被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、信書の発受が禁止される者には該当しないこと。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。

(3) 被害者等と発受する信書については、検査を行うものとする。

(4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付するものとする。ただし、当該受信書が第34条第1項第2号、第3号及び第6号に該当する場合は、差し止めるものとする。

(5) 被害者等宛発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等第34条第1項各号に該当しない場合であっても、下記(6)の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導するものとする。ただし、受刑者が同指導に従わず、被害者等あてに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許可するものとする。

- (6) 公的機関、司法関係者又は更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えない。

(発信に要する費用)

第38条 信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書の取扱い)

第39条 信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

- 2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。
- 3 前2項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際、その者に引き渡すこととする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、引き渡さないこととする。
- 4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から3年間、領置倉庫その他適宜の場所において保管し、3年を経過した日に国庫に帰属する。
- 5 発受を禁止した信書等がある被収容者を他の刑事施設に移送する場合には、当所護送職員が携行し、又は先方移送職員に引き渡して移送先の刑事施設に引き継ぐものとする。

#### 第4章 電話による通信

(使用対象者)

第40条 電話による通信は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）第83条各号に掲げる事由を有する者をその対象とし、対象者の出願理由、通信の用件及び通信の相手方等について審査し、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認められた場合、その他相当と認めた場合に通信を許すものとする。

(通信方法等)

第41条 電話による通信は、プリペイドカード方式による傍受・録音可能な発信専用（電話番号非通知設定）の固定電話機又はプリペイドSIMカード方式によるWEB会議システムを指定する場所に設置して行わせる。

- 2 電話機を使用した電話による通信の相手方の電話は固定電話とし、携帯電話への発信は認めないこととする。
- 3 第23条第1項の規定は、電話による通信の場合に準用する。

(使用日時)

第 4 2 条 電話による通信の使用時間帯は、休・祝日以外の日の午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時までとし、通信時間は 35 分（WEB 会議システムの場合は 30 分）以内とする。

（通信回数）

第 4 3 条 電話通信回数は、原則として月 1 回とし、面会回数には含まないこととする。

（通信手続）

第 4 4 条 受刑者に電話による通信を行わせる場合には、あらかじめ信書により電話による通信が可能な日を確認させた上で、別紙様式 3 の電話通信願に電話による通信を行う日時、相手方、通信内容等の必要事項を記載させ、願い出させるものとする。

2 前項の願い出を受け付けた場合、所管統括は、別紙様式 4 により、その可否につき意見を付した上で処遇部長の代理決裁を受けるものとする。

3 電話による通信を行わせる受刑者には、第 1 項の願い出とともにプラスチックカード（プリペイドカード）又はプリペイド SIM カードを購入させるものとする。

（相手方の確認等）

第 4 5 条 受刑者に電話による通信を行わせる際には、あらかじめ職員により相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

2 相手方が不在である等のため通信することができなかつたときは、受刑者に対し、後刻、改めて電話による通信を行わせるものとする。

3 前項の場合において、再度電話を試みるも通信することができなかつたときは、当該電話による通信を中止するものとする。

（通信の確認等）

第 4 6 条 刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により通信内容を確認するための措置は、職員の立会、傍受、録音又は録画とする。

2 規則第 8 3 条第 5 号に掲げる事由（被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事館その他領事任務を遂行する者）に該当することにより電話による通信を許す場合については、原則として職員の立会、傍受、録音又は録画は行わないこととする。

（通信の一時停止及び終了）

第 4 7 条 電話による通信の確認を指示された職員は、第 1 2 条第 1 項各号（第 1 号アを除く。）に該当する場合には、受刑者又は通信の相手方の行為又は発言を制止して警告し又は、通信を切るものとする。

2 電話による通信の確認を指示された職員は、法第 1 1 3 条第 1 項各号に該当する場合であつて、電話による通信を一時停止又は終了したときは、速や

かに、外部交通所管統括等に報告し、報告を受けた外部交通所管統括等は、通信の再開の可否についての意見等を本職に報告することとする。

- 3 電話による通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話による通信を行うこととして差し支えない。

(通信の記録)

第48条 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の日時、相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる傍受等の有無の別に応じて、当該各号に掲げる措置等を実施した旨を記録するものとする。

- (1) 傍受をしなかった場合（第46条第2項に掲げる事由を除く。）

特に必要があるときは、受刑者から聴取した通信の要旨

- (2) 傍受した場合（傍受とともに録音した場合を含む。）

通信の要旨

- (3) 録音又は録画した場合（傍受した場合を除く。）

特に必要があるときは、受刑者から聴取した通信の要旨、録音又は録画により確認した通信の要旨

- (4) 電話による通信を一時停止又は終了した場合

- (5) 第46条第2項に掲げる事由により傍受等をしなかった場合

傍受等をしなかった旨

(外部交通に係る費用)

第49条 信書の発信の要する費用については、原則として被収容者に負担させる。ただし、その者が負担できない場合であって、発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

- 2 電話による通信に係る費用は、原則として、当該被収容者に負担させるものとする。

- 3 被収容者又はその信書の発受の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認す必要があると認めるときは、信書の内容の翻訳を行う。

- 4 外国語による外部交通を許すことが相当と認められる場合において、当該被収容者が通訳又は翻訳の費用を負担することができないときは、その費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

## 第5章 雑則

(閉居罰執行中の者の外部交通)

第50条 閉居罰執行中の者であっても、未決拘禁者又は被告人若しくは被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）と弁護人等との間における外部交通及び被告人又は被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合の外部交通については、閉居罰に

より停止されないので、漫然と不許可とすることのないよう注意しなければならない。ただし、被収容者が閉居罰執行中でも停止されない信書の作成を希望する場合には、閉居罰の執行を延期しない限り、その作成の時間帯を限るものとする。

- 2 閉居罰執行中に停止されることとなる面会の申出については、親族からの申出であるか、特別に伝えるべき用件があるか、受刑者との面会の申出にあっては、その面会を許可することが矯正処遇の実施上有益と認められるか、面会を申し出た者の居住地が遠方であるか等の諸事情を総合的に考慮し、相当と認められる場合は、用件を伝えるべき必要最小限の時間内に限り、閉居罰の執行を部分的に解除し、特に許可するものとする。
- 3 閉居罰執行中に停止されることとなる信書の発信の申請については、既に作成済みの場合を当該信書により、いまだ作成していない場合には願箋により、発信の必要性及び緊急性を総合的に考慮し、相当と認められる場合に限り、閉居罰の執行を部分的に解除し、特に受け付けるものとする。この場合における信書の作成については、第1項ただし書の規定を準用する。
- 4 閉居罰執行中に停止されることとなる信書の受信については、所定の検査等の手続を経た後、期間の切迫等、懲罰終了後では不利益が生ずるなどの必要性及び緊急性を総合的に考慮し、相当と認められる場合に限り、閉居罰の執行を部分的に解除し、必要と認める期間閲読させる（必要と認める期間が過ぎた時点で閉居罰執行中担当保管としている私物とともに保管する。）。その余の場合には、担当保管の私物とともに保管し、閉居罰終了後に交付するものとする。

(外国語による外部交通)

- 第51条 被収容者又はその面会等(面会又は電話による通信をいう。以下同じ。)の相手方が日本語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、会話の内容を確認する必要があると認めるときは、通訳を行うものとする。
- 2 被収容者又はその信書の発受の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認する必要があると認めるときは、信書の内容の翻訳を行うものとする。
  - 3 前2項の通訳又は翻訳の費用は、次に掲げる場合を除き、外部交通の目的及び被収容者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められる特別の事情が認められる場合に限り、その者に負担させるものとし、例えば、領置金や作業報奨金計算額が少ない外国人被収容者が家族と面会又は信書の発受をする場合、教科指導を受けている受刑者が学習のため外国語による信書の発受が必要な場合、外国の機関からの照会に対して外国語で回答する必要がある場合等については、国庫の負担とする。

- (1) 被收容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書の発受をする場合
  - (2) 次に掲げる場合において、被收容者がその費用を負担することができないとき
    - ア 被收容者が次に掲げる者と面会する場合
      - (ア) 被收容者の親族
      - (イ) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被收容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会等をする必要がある者
      - (ウ) 受刑者について、その更生保護に関係のある者、その釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会等又は信書の発受によりその改善更生に資すると認められる者
      - (エ) 死刑確定者について、面会によりその者の心情の安定に資すると認められる者
    - イ 被收容者が次に掲げる信書の発受をする場合
      - (ア) 被收容者の親族との間で発受する信書
      - (イ) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被收容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
      - (ウ) 受刑者について、その更生保護に関係のある者又はその釈放後にこれを雇用しようとする者との間で発受する信書その他信書の発受によりその改善更生に資すると認められる信書
      - (エ) 死刑確定者について、信書の発受によりその心情の安定に資すると認められる信書
  - (3) 当所の職員が通訳し、又は翻訳したとき。
  - (4) 栃木又は府中刑務所国際対策室の共助により通訳し、又は翻訳したとき。
- 4 被收容者が前項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さないものとする。
- (手話による面会等について)
- 第52条 被收容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担とする。
- 2 聴覚又は発声に障害を有する被收容者の面会において、筆談する場合に要する用紙及び筆記具は、面会室において被收容者に貸与し、面会終了後にこれを引き上げて用紙は廃棄するものとする。
- (領事官との外部交通に関する特則)
- 第53条 前条までの規定にかかわらず、被收容者と領事官との外部交通につ

いては、平成19年5月29日付け矯正局長通達（矯正施設における領事関係条約に関する事務について）に基づき実施するものとし、特に次に掲げる点に留意する。

(1) 言語

面会及び信書の発受に係る言語は被収容者又は領事官の希望する言語とし、通訳・翻訳費用は被収容者に負担させない。

(2) 面会の立会い

受刑者と領事官との面会については、原則として職員の立会いを行わないものとする。

(3) 回数・時間

面会及び信書の回数については制限を行わないものとし、面会の時間は、当所の管理運営上支障のない範囲において十分に確保するよう配慮する。

(4) 懲罰が科せられている場合

懲罰が科せられていることを理由として面会の不実施または信書の発受を認めないとする取扱いを行わない。

(外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応)

第54条 被収容者が、暴力団関係者、刑事施設出所者、関係不詳の者等との間で養子縁組により親族となった場合において、当該養子縁組が民法第802条第1号の規定により無効を主張できるときはもとより、無効とは認定できないまでも、専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄であるときなど、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められるときは、当該養子縁組による親族関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであって、当該外部交通を認めないこととする。

2 前項の判断に当たっては、当該被収容者及び養子縁組の相手方の暴力団等反社会勢力との関与の有無、当該被収容者と相手方との交流の状況、養子縁組に至る経緯、外部交通の内容、養子縁組・離縁の回数等を十分に調査することとする。

(労役場留置者及び監置場留置者についての準用)

第55条 この達示中の被収容者に関する規定は、労役場留置者及び監置場留置者について準用する。

## 面会申出書（受刑者・労役場留置者等（既決））

令和 年 月 日	受付時間	時 分	門鑑番号		人員枚数 /
入門 時 分 ㊦	出門 時 分 ㊦				
どなたと面会されますか					
あなたのお名前	ふりがな ( ) お名前 ( )				
あなたの生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (年齢 )				
あなたの職業					
あなたの住所					
面会される人との関係					
面会の用件					
持参した身分を証明するもの	運転免許証 ・ 保険証 ・ 住民登録証 ・ 住民票 ・ その他 ( ) ・ 持参していない				
確認事項	発熱・咳の症状はありますか。 ある → マスクを交付しますのでつけた上、入門してください。 ない → そのまま入門してください。				

## 面会申出書（被告人等（未決））

令和 年 月 日	受付時間	時 分	門鑑番号		人員枚数 /
入門 時 分 ㊦	出門 時 分 ㊦				
どなたと面会されますか					
あなたのお名前	ふりがな ( ) お名前 ( )				
あなたの生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (年齢 )				
あなたの職業					
あなたの住所					
面会される人との関係					
面会の用件					
持参した身分を証明するもの	運転免許証 ・ 保険証 ・ 住民登録証 ・ 住民票 ・ その他 ( ) ・ 持参していない				
確認事項	発熱・咳の症状はありますか。 ある → マスクを交付しますのでつけた上、入門してください。 ない → そのまま入門してください。				

別紙様式 (記 1 2 の(1)関係)

信 書 検 査 処 理 票		検査の日	年 月 日
		決定の日	年 月 日
		措置の日	年 月 日
		告知の日	年 月 日
相 手 方 の 氏 名 等		被 収 容 者 氏 名 等	
相手方氏名 発受の別 発受の日		称呼番号 氏 名 番	
決 裁 欄 所 長	意 見 ・ 決 定	検 査 対 象 箇 所 ・ 理 由 等	
	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
部 長	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
首 席	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
次 席	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
統 括	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
担 当 者	許可・抹消・削除・差止め・禁止		

告知欄	<p>年 月 日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」〔<input type="checkbox"/>から当所に到達した・<input type="checkbox"/>宛てに発信申請した〕信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律  <input type="checkbox"/>第 1 2 8 条（第 1 3 8 条において準用する場合、読替え後の規定とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 犯罪性のある者</li> <li><input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者</li> <li><input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と認められるため、年 月 日に、同信書の〔<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信〕を禁止する措置を執ることを決定した。</li> </ul> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>第 1 2 9 条第 1 項（第 1 3 6 条、第 1 3 8 条、第 1 4 1 条、第 1 4 2 条及び第 1 4 4 条において準用する場合、読替え後の規定とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>第 1 号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</li> <li><input type="checkbox"/>第 2 号 発受によって、刑罰法令（罪名）に触れる〔<input type="checkbox"/>こととなる・<input type="checkbox"/>結果を生ずるおそれがある〕</li> <li><input type="checkbox"/>第 3 号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</li> <li><input type="checkbox"/>第 4 号 〔<input type="checkbox"/>威迫にわたる記述・<input type="checkbox"/>明らかな虚偽の記述〕があるため、〔<input type="checkbox"/>受信者を著しく不安にさせ・<input type="checkbox"/>受信者に損害を被らせ〕るおそれがある</li> <li><input type="checkbox"/>第 5 号 受信者を著しく侮辱する記述がある</li> <li><input type="checkbox"/>第 6 号 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある</li> </ul> <p>と認められるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年 月 日に、同信書の〔<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信〕を差し止める</li> <li><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を〔<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除〕する</li> </ul> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>第 1 3 9 条第 1 項各号及び第 2 項のいずれにも該当しない</p> <p>と認められるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年 月 日に、同信書の〔<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信〕を許さない</li> <li><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を〔<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除〕する</li> </ul> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>本件信書は、釈放時交付とするが、当所としてはその内容等から、あなたの改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生じるおそれがあり、釈放の際に引き渡すことが適当でないと認められるため、廃棄を希望する場合には、その旨の願箋を提出すること。</p> <p>上記のとおり告知した。 告知者</p>
(備考)	

注 1：告知欄の年月日については、差し止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注 2：相手方氏名の告知については、差し止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注 3：第 1 2 9 条第 1 項第 2 号の「（罪名）」については、（強要罪）、（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。

所 長	処遇部長	処遇首席	処遇次席	統 括	主 任	担 当

電 話 通 信 願 ( 電話機 ・ WEB )			
令和 年 月 日			
工場又は居室	第 工場 棟 階 室	制限区分	第 種 (A・B)
称呼番号	第 番	氏 名	指印
通 信 の 相 手 方	住 所		
	氏 名		
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 歳)	
	職 業		
	自己との関係		
	電話番号 (固定電話のみ。WEB会議システム希望者は携帯番号でも可)		
	メールアドレス (WEB会議システム希望者のみ記入する。)		
	機種 (WEB会議システム希望者のみ該当に○を付ける。)	スマートフォン・タブレット・ノートパソコン 据置型パソコン・その他 ( )	
確認 (WEB会議システム希望者のみ該当に☑を付ける。)	<input type="checkbox"/> 相手方はアプリケーション「Microsoft Teams」をダウンロードできる。		
通信用件			
通信希望 日時等	令和 年 月 日, 午前 時 分頃～ 午後 時 分頃～ (理由: )		
備 考			
判 定	許 ・ 否		

電話通信審査票 ( 電話機・WEB )		申請の日	令和 年 月 日
		決定の日	令和 年 月 日
		告知の日	令和 年 月 日
相手方の氏名等		受刑者氏名等	
相手方氏名		称呼番号 第 番	
続柄		氏 名	
申請の日		工場 (居室)	
決裁欄	意見・決定	理由等	
所 長	許可・不許可	1 担当者意見のとおり	
		2 ( ) 意見のとおり	
		3 その他意見	
処遇部長	許可・不許可	1 担当者意見のとおり	
		2 ( ) 意見のとおり	
		3 その他意見	
処遇首席	許可・不許可	1 担当者意見のとおり	
		2 ( ) 意見のとおり	
		3 その他意見	
処遇次席	許可・不許可	1 担当者意見のとおり	
		2 ( ) 意見のとおり	
		3 その他意見	
第一統括	許可・不許可	1 担当者意見のとおり	
		2 ( ) 意見のとおり	
		3 その他意見	
関係統括	許可・不許可	1 担当者意見のとおり	
		2 ( ) 意見のとおり	
		3 その他意見	
担当者	許可・不許可	当所入所日【 年 月 日】 刑期終了日【 年 月 日】	
		仮釈放申出の有無 【 有 ・ 無 】	
		電話通信の相手方との外部交通の状況 【 良好 ・ 不良 】	
		① 当所における面会の有無 (有の場合 回数と最終面会日)	
		【 無 ・ 有 回, 年 月 日 】	
		② 当所における信書の発信の有無 (有の場合 回数と最終発信日)	
		【 無 ・ 有 回, 年 月 日 】	
		③ 当所における信書の受信の有無 (有の場合 回数と最終受信日)	
		【 無 ・ 有 回, 年 月 日 】	
		(その他参考事項等)	